

# 伊佐市職員採用試験 (追加募集)

試験区分及び採用予定人員

一般行政Ⅰ(一般事務) 若干名

(一般事務または技術に従事)

一般行政Ⅱ(土木) 若干名

(専門的な技術または一般事務に従事)

受験資格

採用後、伊佐市に定住する人で、次の

試験区分ごとの要件を満たす人

※日本国籍を有しない人、地方公務員法

第16条(欠格条項)に該当する人は受

験できません。

※自力により通勤でき、介護者なしに職

務の遂行が可能なる人、かつ、活字印刷

文による出題に対応できる人

一般行政Ⅰ(一般事務)

昭和58年4月2日から平成10年4月1

日までに生まれた人で、高等学校卒業以

上の学力を有する人(来年3月卒業見込

みの人を含む。)

一般行政Ⅱ(土木)

昭和50年4月2日から平成10年4月1

日までに生まれた人で、高等学校卒業以

上の学力を有する人(来年3月卒業見込

みの人を含む。)

試験日時

一般行政Ⅰ(一般事務)

平成28年1月16日(土) 8時30分

一般行政Ⅱ(土木)

平成28年1月16日(土)

13時

試験会場 大口ふれあいセンター3階

第1次試験

一般行政Ⅰ(一般事務)

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験

一般行政Ⅱ(土木)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

第2次試験

第1次試験合格者のみ(別日程で実施)

採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、

平成28年4月以降、必要に応じて採用

受験手続

総務課に備え付けの受験申込書兼履歴書

(上半身写真貼付)に記入のうえ、受付期間

内に提出(郵送の場合は、82円切手を貼った

返信用封筒を同封)してください。

※詳しくは市ホームページに掲載

受付期間 12月7日(月)~25日(金)

8時30分~17時15分

※土日・祝祭日は除く

提出・問い合わせ先

総務課職員係(大口庁舎)

☎23 1 3 1 1



## 水道管の防寒対策

気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍ったり、破裂する事故が多くなります。屋外にある蛇口やメーターボックスは特に注意してください。

### 防寒方法

水道管には布切れなどの保温材を巻きつけます。メーターボックスには布切れなどを詰めると効果的です。もし凍ってしまったら

凍った蛇口や水道管にタオルをかぶせて、その上から水かぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯は絶対にかけないでください。破裂の原因となります。

### 万一破裂してしまったら

メーターボックス内等の止水栓を閉め、水を止めてから最寄りの水道修繕センターまでご連絡ください。

連絡先 大口地区水道修繕センター ☎23 5 3 3 3

菱刈地区水道修繕センター ☎26 2 8 7 0

## 平成28年 伊佐市「成人式」

日時 平成28年1月3日(日)  
13時~(受付12時~)

場所 伊佐市文化会館

対象

平成7(1995)年4月2日から平成8(1996)年4月1日  
生まれの市内在住  
及び伊佐市出身の  
人

問い合わせ先

伊佐市教育委員会  
社会教育課

☎26 1 5 5 4



平成  
27年度

## 「伊佐さわやかあいさつ運動」標語決定

市では、明るく元気なまちづくりと健全な青少年の育成のために「伊佐さわやかあいさつ運動」を進めています。運動推進のために募集した標語に、小学生85点、中学生20点、高校生・一般37点（計142点）の応募がありました。入選作品を紹介します。



【最優秀賞】	ゆうきだし ぼくからあいさつ 元気よく 大口東小学校2年 永里 羽琉
【優秀賞】	わたしとあなた 山びこあいさつ 心にとどく 羽月西小学校2年 熊ヶ迫 七海
	あいさつで 笑顔あふれる 伊佐の町 大口中中央学校1年 南園 悠佳
	あなたの「おはよう」大好きです 大口明光学園高等学校1年 白坂 梨里子
【優良賞】	あいさつは 目を見てにっこり 元気よく 菱刈小学校2年 水間 良敬
	あいさつは えがおにつながる おまじない 羽月小学校4年 村田 ひより
	きみの声 伊佐に広がる あいさつ運動 平出水小学校6年 井ノ上 晟丈
	あいさつを 自然にできる 笑顔の子 大口明光学園高等学校1年 武田 未和

## 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告

太陽光発電設備は固定資産税の課税対象となり償却資産として市に申告が必要な場合があります。次の表に該当する場合はご連絡ください。申告の案内を送付します。

「償却資産」とは… 製造業や小売業、農業などの事業を営んでいる個人や会社が所有し、その事業のために使用する機械や器具、備品など

### <申告が必要な条件>

設置者	申告が必要となる場合
個人 (住宅用)	家屋の屋根・土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は事業用資産となり申告の対象となります。
個人 (個人事業主)	発電出力、売電の有無にかかわらず事業用資産として申告の対象となります。
法人	

- 太陽光パネル自体が瓦の代わりに屋根材として設置してある場合は、家屋の一部として評価されるため申告の必要はありません。
- 太陽光発電設備を設置する土地(固定資産)は、地目を雑種地として評価するため、農地や山林などに設置した場合には、次年度の評価・税額が大きくなることになります。
- 平成24年5月29日～平成28年3月31日に取得した太陽光発電設備については固定資産税を一定期間軽減される場合がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎1311